



高齢者の医療をみんなで支える

75歳以上の高齢者などが対象「後期高齢者医療制度」

今年度の保険料の計算方法や納め方などをお知らせします。

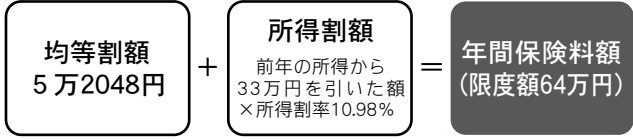
問い合わせ 国保課（市庁舎1階、保険料に関することは保険料係、☎65・4139、65・4140、保険証の交付や医療費に関する場合は給付係、☎65・4138）、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011・290・5601）

後期高齢者医療制度は、医療費の約5割を税金などで、約4割を若年者の保険料で、残りの1割を高齢者の保険料で賄う仕組みです。

保険料の計算方法

国民健康保険では世帯ごとに保険料を納めますが、後期高齢者医療制度では加入者一人ひとりが保険料を納めます。保険料は、すべての加入者が等しく負担する「均等割額」と、加入者の前年所得^{※1}に応じて負担する「所得割額」の合計で、加入者ごとに計算します。

図 今年度の保険料



保険料の軽減に該当する場合は、上記金額から軽減されます。(表1 均等割額の軽減参照)

年度の途中で加入・脱退した場合の保険料は、月割になります。

表1 均等割額の軽減

軽減割合	世帯主と被保険者の前年所得の合計が次の金額以下	軽減後の均等割額
7割	33万円かつ被保険者全員が所得0円(年金収入80万円以下で、その他の所得がない)	1万5614円
7.75割	33万円	1万1710円
5割	33万円 + (28万5000円×被保険者数)	2万6024円
2割	33万円 + (52万円×被保険者数)	4万1638円

65歳以上の公的年金所得分は、さらに15万円を限度に差し引いた額で判定します。

表2 均等割軽減の拡大内容

軽減割合	令和元年度	令和2年度から
5割	33万円 + (28万円×世帯の加入者数)	33万円 + (28.5万円×世帯の加入者数)
2割	33万円 + (51万円×世帯の加入者数)	33万円 + (52万円×世帯の加入者数)

表3 被用者保険の被扶養者であった人の軽減

区分	軽減の内容
所得割	かかりません
均等割	制度加入から2年を経過する月までの期間のみ5割軽減

所得の状況により、均等割の軽減割合が7.75割、または7割に該当することがあります。

保険料を算出する保険料率は、制度を運営する北海道後期高齢者医療広域連合が、原則2年ごとに見直します。

※1 4頁の「前年所得」を参照

今年度の保険料

今年度の保険料は、均等割額が5万2048円、所得割額の基礎となる所得割率が10.98%、保険料の限度額は64万円です。(図)今年度の保険料額と納め方は、7月中旬に郵送でお知らせします。保険料は制度を支える大切な財

保険料の軽減

均等割額の軽減

世帯の前年所得に応じて均等割額の軽減があります。(表1)※2今年度から、均等割額の5割軽減と2割軽減の範囲が拡大されました。(表2)軽減は加入者全員と世帯主の所得で判定します。世帯主が加入者でない場合も判定の対象となります。

65歳以上の人の公的年金所得は、対象となる所得から15万円を限度に差し引いた額で判定します。収入がない人や扶養となっていない人、障害年金や遺族年金などの非課税所得のみの人でも、軽減対象となるには、申告が必要です。被用者保険の被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった人は、所得割がかからず、制度加入から2年を経過する月までの期間は均等割額が5割軽減されます。(表3)

※2 今年度均等割の軽減割合が7割、7.75割に該当する人(表1)の均等割の軽減が、令和元年度から見直されています。詳細は、広報おびひろ5月号3頁の「均等割の軽減特例の見直し」を参照。

保険料の減免など

災害や失業、その他の事由で保険料の納付が著しく困難になった場合には、一定の基準に該当すると保険料の減免などを受けられる場合がありますので、早めに相談してください。

保険料の納め方は2通り

◆特別徴収(年金からの天引き)

年6回の年金受給時に、保険料があらかじめ差し引かれます。対象者

・年金受給額が年額18万円以上の人(ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の1期分の特別徴収額が、1回分の年金受給

額の2分の1を超える場合は除く) ◆普通徴収(口座振替または納付書) 今年度の保険料額(4月～翌年3月の12カ月分)を7月～翌年3月の9回に分けて口座振替または納付書で納めます。対象者

・年金受給額が年額18万円未満の人

・納付方法を特別徴収から口座振替へ変更する手続きをした人

納め方 口座振替で納める場合、振替日は7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの各月の末日です。ただし、12月(第6期)は除きます。末日が土・日曜日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日が振替日となります。

なお、年度の途中で75歳になった人や、帯広市に転入してきた人、保険料の軽減などで一度特別徴収が停止になった人などは普通徴収となりますが、翌年度の途中で特別徴収に変更になる場合があります。

納め方の変更

◆特別徴収から普通徴収(口座振替)へ

特別徴収で保険料を納めている人でも、口座振替に変更することができます。希望する人は、「口座振替依頼書」と「納付方法選択申出書」の提出が必要です。国保課保険料係へ申し込みください。

手続きに必要なもの

- ①通帳など口座番号が分かるもの
- ②口座の届け出印
- ③保険証

保険証を更新します

今年度の保険証を、7月下旬に郵送します。新しい保険証(水色)が届いたら、今までお使いの保険証(オレンジ色)は破棄してください。また、医療機関での自己負担割合や自己負担限度額などの詳細は、保険証に同封するチラシをご覧ください。

すべての加入者へ医療費通知を送付します

受診状況の再確認と健康管理の重要性をより強く認識してもらうため、加入者が受診した医療機関名と医療費が記載された医療費通知を、年2回、1月と2月に送付します。

後期高齢者健診(年1回無料)の受診券を送付しています

4月下旬に後期高齢者医療制度加入者に対して、健診の受診券を送付しています。受診券が届いた人は、年1回無料で受診することができます。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に健診を中止する場合がありますのでご了承ください。